

糸魚川市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、糸魚川市総合教育会議（以下「会議」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 調整 教育委員会の権限に属する事務について、予算の編成及び執行、条例提案、児童福祉、青少年健全育成等、市長の権限に属する事務との調和を図ること
- (2) 協議 自由な意見交換を行うこと

(所掌事務)

第3条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定に関する協議
- (2) 本市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関する協議並びに事務の調整
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関する協議並びに事務の調整

(組織)

第4条 会議は、市長及び教育委員会（以下「構成員」という。）をもって組織する。

(会議)

第5条 会議は、市長が招集し、市長が会議の議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料する

ときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(意見の聴取)

第6条 会議は、前条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議に関する意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録の作成及び公表)

第8条 市長は、会議の終了後遅滞なく議事録を作成し、これを公表する。

2 議事録は、要点筆記とする。

3 議事録の公表は、会議に出席した構成員及び意見聴取した者による議事内容の確認後、前条ただし書により非公開とした部分を除き、本市公式ウェブサイトに掲示することにより行う。

(調整結果の尊重)

第9条 会議において、構成員の事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第10条 会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。